



# 島根県報

平成31年 1月22日 (火)

第 3,076 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成30年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定	( " )	3

### 【公 告】

平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託に係る提案競技の実施	(観光振興課)	3
都市計画の変更案の縦覧(4件)	(都市計画課)	6

**告 示****島根県告示第45号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成30年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成31年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

## 2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

## 3 応募締切

第11回 平成31年 2月 1日（金）

第12回 平成31年 2月22日（金）

## 4 試験期日

第11回 平成31年 2月 2日（土）

第12回 平成31年 2月23日（土）

## 5 試験場

第11回 陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

第12回 陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603（電話0859（29）2161）

## 6 試験科目

筆記試験（国語・数学・社会・作文）・口述試験・適性検査・身体検査

## 7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

## 8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

**島根県告示第46号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林の所在場所

出雲市湖陵町畑村269-2、282、877、1055、1056、1057-2

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成31年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 提案競技に付する事項

(1) 名称

平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託

(2) 仕様

別に定める平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託提案競技仕様書による。

(3) 期間

契約日から平成32年2月28日まで

(4) 提案価格の上限額

45,402千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

## 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

### (1) 配布期間

平成31年1月22日（火）から同年2月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

### (2) 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁2階） 島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ  
上記のほか、島根県ホームページからダウンロードできる。

## 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は履歴書 1部
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部
- (6) 提案書 8部
- (7) 見積書 1部
- (8) その他必要な書類 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(5)までの書類については、平成31年2月6日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(6)から(8)までの書類については、平成31年3月4日(月)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

(3) 提出先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ

電話 0852-22-5625 F A X 0852-22-5580

電子メール kankou@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。)

(2) 質問提出期限は、平成31年2月4日(月)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ

(4) 質問に対する回答は、平成31年2月5日(火)までを目途に、島根県ホームページに掲載する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

(2) 評価は、以下の点について審査を行う。

ア 類似事業の実績があり、人材育成事業のノウハウを保有しているか。

イ 委託業務遂行上、十分な人員体制があるか。

ウ 受講生確保が確実かつ効果的に図られる募集方法、選定方法が示されているか。

エ 効果的に観光人材育成が図られる研修内容及び研修の運営方法が示されているか。

オ 受講生の管理・指導が適切に実施できる提案か。

カ 受講生と県内宿泊・観光事業者とのマッチングが円滑に実施され、定着率の向上が図られる提案か。

キ 次年度以降の事業運営に繋がる効果の検証方法が示されているか。

ク 経費は適正かつ合理的に積算されているか。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。

(5) ヒアリングの日程については、該当者に別途通知する。

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

## 13 Summary

- (1) Nature of project : Project to develop next generation human resources for Shimane's tourism industry, fiscal year 2019
- (2) Time limit for the submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. March 4, 2019
- (3) Contact point for the notice : Shimane Prefectural Government, Tourism Promotion Division, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane Prefecture, 690-8501 Japan  
TEL : 0852-22-5625

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成31年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

安来市黒井田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び安来市都市政策課

4 縦覧期間

平成31年1月22日から同年2月5日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成31年1月22日

島根県知事 溝口善兵衛

1 都市計画の種類

浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

浜田都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課

4 縦覧期間

平成31年1月22日から同年2月5日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成31年1月22日

島根県知事 溝口善兵衛

1 都市計画の種類

旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

旭都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課

4 縦覧期間

平成31年1月22日から同年2月5日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成31年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

三隅都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課

4 縦覧期間

平成31年 1月22日から同年 2月 5日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）